

# 災害に強いまちへ

## 防災拠点機能を有した新庁舎の整備



現庁舎が耐震補強では庁舎機能を維持できないため、防災機能を強化し、市民の利便性を確保した新庁舎の整備を進めています(2022年5月業務開始予定)。

## 防災豆知識

日頃からの災害への備えや心構え、ちょっとした防災のテクニックなどをクイズ形式で連載します。(回答は次号の同コーナーに掲載します)

【第1問】 災害への日頃の備えや避難場所、浸水想定区域図などが掲載されているものはどれ?

- ①広報やわた ②やわた事典 ③防災ハザードマップ ④やわたガイド

【第2問】 地震が起きた際の揺れの大きさは震度で表されます。気象庁の定める震度階級は全部で何段階?

- ①7段階 ②8段階 ③9段階 ④10段階

## 災害別にみる取り組み内容

### 【風水害】

- 雨水地下貯留施設の設置(詳細はトピックス①)
  - 河川の堆積土砂の除去や排水路の改修
  - 浸水発生地域の一部に土嚢ステーション設置
  - マイ防災マップ作成支援
- 助成制度
- 雨水貯留施設設置助成金(閘下水道課)

### 【土砂災害】

- 土砂災害特別警戒区域等指定箇所の現況調査
- 危険木の除去や法面補強工事

### 【地震】

- 小・中学校等の公共施設等の耐震化の推進(※小・中学校の耐震化は平成23年に完了)
  - 住宅耐震化の推進
- 助成制度
- 木造住宅耐震診断士派遣事業(詳細はトピックス②)
  - 木造住宅耐震改修費助成事業(詳細はトピックス②)
  - ブロック塀等対策補助金(閘防災安全課)

### 【火災】

- 消防特殊車両等の充実
- 火災予防の啓発や自主防災組織の訓練実施

平成30年を表す漢字に『災』が選ばれたように、本市におきましても、昨年は大阪府北部地震や台風21号といった自然災害に見舞われ、災いに苛まれた1年となりました。市では、市民の皆さんの生命と財産を守るため、防災・減災に向けた様々な取り組みを行っています。その主な内容を紹介します。

閘防災安全課 (☎9833・3200)

## 全災害への取り組み内容

### 災害が起きた時の避難場所はどこ?

また、地域の自治会等が主催する「防災訓練」に参加して、災害が起きた時、どのように行動したらいいか考えましょう。

### 自力で避難することが困難なのですが

大きな地震や水害が起きた際に、年齢や障がいにより自力で避難することが困難な人を支援する「災害時要援護者支援対策事業」に取り組みんでいます。福祉総務課で随時、登録を受け付けていますのでご相談ください。

### 市以外の支援体制は?

21市1町からなる「市町村広域災害ネットワーク」や近隣市町、市内事業所などと協定を締結し、広域的な応援体制の確立に取り組んでいます。

### 災害情報はどのように入手すればいい?

市内36カ所に設置した「防災行政無線」や同テレビホンサービス、市ホームページ、携帯電話会社の緊急速報メール等で災害時の避難情報等をお知らせしています。

## トピックス①

### 雨水地下貯留施設って?

雨水地下貯留施設は、降雨によって水路の水位が上がり、あふれそうになった時に雨水を貯留施設に一時的に溜めておき、水位が下がった時点で、ポンプで水路に排水します。集中豪雨等によって発生している浸水被害を軽減する対策として実施しています。



平成30年3月にあさかぜ公園(1)に設置し、現在、市民防災広場(2)で設置工事を行っています。

### 各施設の貯留量

- ①約4400m<sup>3</sup>(25mプール約12個分)、②約3100m<sup>3</sup>(25mプール約9個分)
- 閘下水道課(☎983・5419)



## トピックス②

### 木造住宅の耐震性を高めるために

地震による住宅の被害を最小限にするためには、住宅の耐震性の確保が重要です。

市では、市内の木造住宅を対象に耐震診断(一般診断法)を行う耐震診断士派遣事業、耐震性を向上させる改修工事に対して耐震改修費助成事業および耐震シェルターの設置費助成事業を実施します。各制度内容については、次のとおりです。

#### ①木造住宅耐震診断士派遣事業

対象 次の要件A(またはB)・Cに該当する木造住宅  
 A昭和56年5月31日以前に着工されたもの  
 B大阪北部地震のり災証明書(一部損壊以上)が発行されているもの  
 C延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているもの  
 自己負担 3,000円  
 募集戸数 60戸(先着順、予定戸数に達し次第受付を終了します)

#### ②木造住宅耐震改修費助成事業

詳細は下表  
 申請方法 ①、②申請書に必要書類

#### ②の対象となる住宅および工事、補助概要

耐震改修工事の種類	対象工事費に対する補助率	最大補助額(万円)	募集戸数(戸)※先着順	対象となる住宅および工事				改修後の評点	
				I	II	III	IV	1.0以上に向上させるもの	向上させるもの
耐震改修工事	4/5	100	30	○	×	○	×	○(補強計画書の提出が必要)	×
簡易耐震改修工事B	4/5	40	10	○	○	×	×	○	○(補強計画書の提出が必要)
簡易耐震改修工事A	3/4	30	30	○	○	○	○	○	○
耐震シェルター	3/4	30	(合計戸数)	○	×	○	×	○	○

※耐震改修費助成事業および耐震シェルター設置費助成事業では、市が補助金を直接業者に支払う「代理受領制度」が利用できます。対象となる耐震シェルターについてはお問い合わせください。

を添えて住宅所有者または居住者が申請

※②は申請前に契約および着工しているものは受付不可。

※①、②は賃貸住宅は所有者の同意が必要です。また、丸太組構法、旧

建築基準法第38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は対象外。

受付期間 4月16日(火)~2020年1月31日(金)

閘都市整備課(☎983-5049)